

F A X 送付案内

平成29年1月15日

A 4 2枚(本状含む)

関係各位



鹿児島県農政部畜産課 家畜衛生係

鹿児島市鴨池新町10番1号
TEL:099-286-3226 FAX:099-286-5599
eikan@pref.kagoshima.lg.jp

岐阜県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

平素よりお世話になっております。岐阜県におかれましては、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について、農林水産省から情報提供がなされておりましたのでお知らせいたします。平成29年1月14日に岐阜県において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が疑われる事例について、遺伝子検査の結果、H5亜型であることが確認されました。

【概要】

- ・所在地：岐阜県山県市(やまがたし)
- ・飼養状況：採卵鶏(約8万羽)
- ・確定日：平成29年1月14日
- ・検査結果：H5亜型

家きん飼養農場においては、緊張感を持って、農場内へのウイルスの侵入を防ぐため、最大限の警戒をする必要があります。

鳥インフルエンザに関する情報(農林水産省HP)

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

このように、本病の発生については、国内外の野鳥及び家きん並びに県内の野鳥でも報告されており、県内養鶏農場への侵入リスクは極めて高い状況にあります。さらに、毎年10月から翌年5月末日までを「飼養衛生管理基準遵守強化期間」と設定しましたので、農場における野生動物の侵入防止及びねずみの駆除対策、農場の出入口での消毒等の飼養衛生管理の徹底並びに特定症状の早期通報等の危機管理体制について、再点検をよろしくお願い致します。

本病侵入防止対策

野鳥、ネズミ等の侵入防止対策、消毒の徹底(車、人)をはじめとした飼養衛生管理基準の遵守の徹底と、特に下記事項について日頃から確認いただき、小さな不備でも修繕・整備など早急に実施していただくよう、また、異常を認められた際の早期発見早期通報の徹底についてもご指導いただくようお願い致します。

- 1 鶏舎の穴をふさぐ（野生動物・ネズミ等の侵入防止）
- 2 防鳥用のネット対策の石
- 3 飲み水の専用実の
- 4 鶏舎専用の長靴、衣服の踏
- 5 消毒周への消毒（鶏舎毎の散布）